

とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業（ブランディングデザイナー派遣事業）実施要領

（目的）

第1条 本事業は、本県伝統工芸品指定製造者の持つ技術等を活かして、現代の生活様式に合った新商品の企画・開発の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「申請者」とは、栃木県伝統工芸品指定製造者が保有する技術や技法を活用して、消費者向けの新商品開発を目指す個人、事業者またはグループであって、次の各号をいずれも満たすものとする。

- (1) 県内の伝統工芸品指定製造者を代表者とした個人、事業者またはグループであること。
- (2) 代表者が選任され、構成員の役割が明確になっていること。
- (3) 消費者向け新商品開発を目指すものであり、事業を完了させる意思があること。

2 「認定事業者」とは、第5条により認定を受けた個人、事業者またはグループをいう。

（支援期間）

第3条 認定事業者の活動支援は、単年度とする。

（申請）

第4条 申請者は、「とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業計画認定申請書」（様式第1）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

（事業計画の認定）

第5条 前条により提出のあった申請書については、別に定める選考委員会において、以下に基づき、その内容を評価するものとする。

- (1)活動意欲 : 本事業を意欲的に、完了まで遂行する意思があること。
- (2)活動内容 : 新しい取組を検討できていること。
- (3)活動計画 : 事業を期間内に完了する計画をできていること。
- (4)将来の展望 : 既成概念にとらわれない発想力を持っていること。

2 知事は、選考委員会の報告を受け、認定の可否を決定し、結果を「とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業計画認定通知書」（様式第2）により認定事業者の代表者あて通知する。

（支援内容）

第6条 前条により認定事業者となったものに対して、県がデザイナーを派遣する。

2 新商品開発に係る費用（デザイナー派遣費用及び事業成果PR動画制作費用は除く）は、認定事業者負担とする。

（状況報告）

第7条 認定事業者は、知事が別に定める期日現在における事業の遂行状況を「とちぎの伝統工芸品

新商品開発支援事業活動状況報告書」(様式第3)により知事に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 認定事業者が、事故等により開発活動を終了する場合は「とちぎの伝統工芸品新商品開発事業活動廃止届」(様式第4)を知事へ提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 認定事業者は、専門家の派遣がすべて終了した後10日以内に事業の成果等を記載した「とちぎの伝統工芸品新商品開発事業実績報告書」(様式第5)を知事に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 認定事業者が、以下の各号に該当する場合、知事はその認定を取り消すことができる。

- (1) 開発活動が行われていないと認められるとき
- (2) 第5条の認定の基準を満たさなくなると認められるとき
- (3) 年度内に新商品の開発が完成しないと見込まれるとき

(成果の普及)

第11条 認定事業者は、知事が本事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3(2021)年5月28日から適用する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年4月1日から適用する。